

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	奈良県公安委員会 第 64-0211 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	さくら運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	桜井市
処 分 年 月 日	令和5年4月20日	
処 分 内 容	指示	
処 分 理 由	随伴用自動車に係る代行運転自動車の運行に対する損害賠償措置が講じられていない期間において運転代行業を行ったため。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第12条及び第22条第2項	
処 分 を 行 っ た 都 道 府 県	奈良県	